

(庶ろ-15-B)

平成26年3月13日

地方裁判所事務局総務課長 殿（東京、大阪を除く。）

地方裁判所事務局総務課文書企画官 殿

最高裁判所事務総局情報政策課課長補佐 若井啓悟

刑事裁判事務支援システムのプログラム修正について

（事務連絡）

標記のシステム（以下「KEITAS」という。）について、この度、これまでユーザサポートや所管係に寄せられた問い合わせを踏まえ、勾留請求事件処理における操作性を向上させることなどを目的として、プログラムの修正を行うこととなりました。

については、プログラム修正による操作上の変更点等を別添のとおりまとめたので、関係職員に周知してください。

なお、修正後のKEITASは6月上旬頃から利用を開始する予定ですが、具体的な日程は、別途お知らせします。

KEITAS のプログラム修正について

第1 操作上の変更点

今回のプログラム修正による変更点は、次のとおりです。

画面名		変更点
1	AS24_事件入力画面 (令状)	<ul style="list-style-type: none"> ①被疑者の氏名、住所等の入力方法について画面上説明書きを追加します。 ②「勾留場所」を登録できるようになります。 ③本画面から接見禁止等請求事件の事件入力画面（刑事雑・その他）（AS21）を直接開くことが可能になります。
2	BS11_勾留請求関連印刷画面	<ul style="list-style-type: none"> ①「事件名」欄に216文字まで表示・入力が可能になり、事件入力画面（令状）（AS24）の「罪名等」欄に登録した内容が文字切れを起こすことなく表示されるようになります。 ②「収容場所」欄に事件入力画面（令状）（AS24）で登録した勾留場所が初期表示されるようになります。 ③勾留質問調書及び勾留通知書に表示するための「書記官」欄の配置が「裁判官」欄の右横に変更となります。 ④「勾留質問調書の種類」の「被疑者国選用」のチェックボックスにチェックが入った状態が初期表示となります。 ⑤「要通訳事件」チェックボックスをONにし、「通訳人」欄を空欄にして印刷した場合、勾留質問調書の通訳人氏名が表示される部分にスペース10文字分が表示されるようになります。 ⑥「国選弁護人選任請求書・資力申告書」を出力することができるようになります。
3	BS10_接見等禁止決定書印刷画面	<ul style="list-style-type: none"> ①「事件名」欄について、事件入力画面（刑事雑・その他）（AS21）における基本事件の「事件名」欄に登録可能な文字数と同じ216文字まで表示・入力が可能になります。 ②「収容場所」欄に接見禁止等請求事件を登録した事件入力画面（刑事雑・その他）（AS21）の勾留場所が初期表示されるようになります。
4	AS13_弁護人選任照会関連印刷画面	<ul style="list-style-type: none"> ①「進行番号（上訴申立書等記録簿）」欄が追加され、帳票に表示されるようになります。 ②「事件名」欄に、216文字まで表示・入力が可能になり、事件入力画面（令状）（AS24）の「罪名等」欄に登録した内容が文字切れを起こすことなく表示されるようになります。 ③「勾留場所」欄、「勾留日」欄が追加され、本画面から出力した国選弁護人候補指名通知依頼書兼指名通知書（被疑者国選用）に「勾留場所」、「勾留日」が表示されるようになります。 ④国選弁護人候補指名通知依頼書兼指名通知書（被疑者国選用）をファクシミリで送付する際の送信書を出力することができるようになります。

画面名	変更の概要
5 AS20_弁護人選任関連印刷画面	<p>① 「進行番号（上訴申立書等記録簿）」欄が追加され、各種帳票に表示されるようになります。</p> <p>② 国選弁護人選任（解任）通知書（被疑者国選用）を関係各所にファクシミリにて送信するための「送信書」を出力することができるようになります。</p> <p>③ 勾留通知書の通知先の「宛名一体」欄の初期表示がチェックが入っていない状態となります。</p> <p>④ 国選弁護人選任（解任）通知書（宛名印字）（被疑者国選用）の宛先部分について、被疑者の勾留場所の所在地と勾留場所の長を表示できるようになります。</p>
6 AS03_事件入力画面	<p>① 事件番号が同一の事件カードが複数ある場合、それぞれの事件で裁判体の構成を設定することができるようになります。</p> <p>② 公訴事実の分離（一つの事件カード中の公訴事実を分離する場合）を行った事件について、事件名欄に分離した事件ごとの事件名が表示されるようになります。</p>
7 ESO2_押収物登録・採番画面	<p>① 「受理日」欄が追加されます。</p> <p>② 刑事部管理職ユーザのアクセス権限が付されたユーザに限り、誤登録した押収物個別情報（符号）を削除することができるようになります。</p>
8 ESO3_押収物個別情報入力画面	処分引継前に押収物主任官処分結果を誤登録して、管理状況が「処分済」となった押収物について、刑事部管理職ユーザのアクセス権限が付与されたユーザであれば、管理状況を修正し、処分引継を行うことができるようになります。
9 DSO2_記録詳細入力画面	弁論の分離後、記録の分離を失念して、他の事件に併合してしまったことで、事件入力画面（AS03）の記録タブに記録情報が表示されなくなった場合は、記録詳細入力画面（DSO2）の合綴済チェックボックスのチェックを外して、記録情報の表示を復活させることができます。

具体的な操作方法における変更内容は、以下のとおりですので、KEITAS を操作する際の参考としてください。

なお、画面イメージは現時点のものであり、一部変更になる場合がありますので、御了承ください。

1 事件入力画面（令状）（AS24）における変更点

【変更点】

- ① 被疑者の氏名、住所等の入力方法について画面上説明書きを追加します。
- ② 「勾留場所」を登録できるようになります。
- ③ 本画面から接見禁止等請求事件の事件入力画面（刑事雑・その他）（AS21）を直接開くことが可能になります。

【変更後画面イメージ】

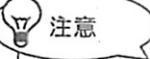
The screenshot shows the 'Event Input Screen (Warrant)' (AS24) in Windows Internet Explorer. The interface is in Japanese. Several callout boxes highlight changes:

- 変更点①**: Points to the 'Suspect Information' section where it says 'Please click the button to enter the suspect's name and gender'.
- 変更点②**: Points to the 'Arrest Location' field and the 'Arrest Date' field.
- 変更点③-1**: Points to the 'Arrestee Selection List' section.
- 変更点③-2**: Points to the 'Arrestee Selection' dropdown menu.

【補足説明】

変更点②

本画面で「勾留場所」を登録すると、勾留請求関連印刷画面（BS11）、事件入力画面（刑事雑・その他）（AS21）、接見等禁止決定書印刷画面（BS10）、弁護人選任照会関連印刷画面（AS13）の「勾留場所」欄又は「収容場所」欄に初期表示されるようになります。



注意

【終局結果が「却下」等の場合について】

事件受付時に「勾留場所」を登録した後、却下等で勾留されないことがとなった場合、終局結果に「却下」等を選択しても「勾留場所」は自動的には削除されませんので、手作業で削除していただくようお願いします。

変更点③

(1) 「接見禁止受付」ボタンについて

本画面の「接見禁止受付（む）」ボタン又は「接見禁止受付（る）」ボタンをクリックすると、事件入力画面（刑事・その他）（AS21）が開き、そのまま接見禁止等請求事件を受け付けることができます。また、本画面で入力した勾留請求事件の情報が引き継がれて初期表示されます。初期表示される項目は次のとおりです。

The screenshot shows the 'Event Input Screen (Criminal, Others) (AS21)' window. The 'Retention Request Submission' section is highlighted. Key fields shown include:

- 検査方法選択： [dropdown]
- 受付日： H23/11/05
- 事件番号： 平成 23 年 (C) 第 [] 号
- 請求者区分： [dropdown] (selected: 検察官)
- 請求若号： [dropdown]
- 事件名区分： 接見禁止等の請求 (被疑者)
- 事件名： 平成23年(C)第50001号
- 基本事件：
 - 事件番号： 平成23年(C)第50001号
 - 事件名： 住居侵入、窃盗
 - 当事者・被告人等： ジーン・スマス10
- 勾留場所： 暫拘候子代由検察署監視室
- 担当部／係： 当直受付
- 裁判官： 裁判官さくら
- 書記官（内勤）： 六手町百合子
- 終局日： [dropdown]
- 終局結果： [dropdown]
- 終局メモ： [dropdown]
- 不認申立料区分： [dropdown]
- 不認申立人区分： [dropdown]
- 不認申立日： [dropdown]
- 上訴審終局日： [dropdown]
- 上訴審終局結果： [dropdown]
- 記録管理番号： [dropdown]
- 起訴保管部署： [dropdown]

・請求者区分

「検察官」が初期表示されます。

・雑事件区分

「接見禁止等の請求（被疑者）」が初期表示されます。

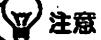
・基本事件

事件入力画面（令状）（AS24）に登録された事件番号、事件名、被疑者名が初期表示されます。この際、基本事件の「事件名」欄については216文字まで登録できるようになり、同画面で登録した内容を文字切れを起こすことなく登録できるようになります。

また、本画面に「勾留場所」欄が追加され、事件入力画面（令状）（AS24）に登録された勾留場所が初期表示されるようになります。

・担当部、担当係、裁判官、書記官

事件入力画面（令状）（AS24）に登録された内容が初期表示されます。



【「接見禁止受付」ボタンの制御について】

勾留請求事件の事件符号が（む）の場合、「接見禁止受付（る）」ボタンを、事件符号が（る）の場合、「接見禁止受付（む）」ボタンをそれぞれクリックすることができません（符号誤りの受付を防止するためです。）。もし、勾留請求事件と異なる符号で接見禁止等請求事件を受け付ける場合は、従前どおりメニュー画面（ZS11）から事件入力画面（刑事雑・その他）（AS21）を開いて入力してください。

（2）「関連する接見禁止等請求事件」一覧と「事件情報」ボタンについて

接見禁止等請求事件の事件入力画面（刑事雑・その他）（AS21）の「基本事件」欄に本画面に表示されている勾留請求事件を基本事件として登録した場合、事件入力画面（令状）（AS24）の「関連する接見禁止等請求事件」一欄に表示されるようになります（ただし、事件番号等を直接手入力した場合を除く。）。

同欄に表示された接見禁止等請求事件を選択し、同欄右横の「事件情報」ボタンをクリックすると、すでに登録済みの接見禁止等請求事件の事件入力画面（刑事雑・その他）（AS21）を直接開くことが可能になります。



【基本事件に入力された内容を手入力で変更した場合】

基本事件の「事件番号」欄、「事件名」欄及び「当事者・被告人等」欄の内容を手入力で変更すると、事件入力画面（令状）（AS24）の「関連する接見禁止等請求事件一覧」に表示されなくなります。
「勾留場所」欄については変更しても事件入力画面（令状）（AS24）の「関連する接見禁止等請求事件一覧」の表示も残ります。

2 勾留請求関連印刷画面（BS11）における変更点

【変更点】

- ① 「事件名」欄に216文字まで表示・入力が可能になり、事件入力画面（令状）（AS24）の「罪名等」欄に登録した内容が文字切れを起こすことなく表示されるようになります。
- ② 「収容場所」欄に事件入力画面（令状）（AS24）で登録した勾留場所が初期表示されるようになります。
- ③ 勾留質問調書及び勾留通知書に表示する「書記官」欄の配置が「裁判官」欄の右横に変更となります。
- ④ 「勾留質問調書の種類」の「被疑者選用」のチェックボックスにチェックが入った状態が初期表示となります。
- ⑤ 「要通訳事件」チェックボックスをONにし、「通訳人」欄を空欄にして印刷した場合、勾留質問調書の通訳人氏名が表示される部分にスペース10文字分が表示されるようになります。
- ⑥ 「国選弁護人選任請求書・資力申告書」を出力することができるようになります。

【変更後画面イメージ】

The screenshot shows the 'BS11 Detention Request Related Printing Screen' (勾留請求関連印刷画面) in a web browser. Several fields have been highlighted with callouts to indicate changes:

- 变更点①**: The '事件名' (Case Name) field, which now supports up to 216 characters.
- 变更点②**: The '収容場所' (Detention Facility) dropdown menu, which now displays the facility name registered in the AS24 entry screen.
- 变更点③**: The '書記官' (Court Clerk) dropdown menu, which has moved from below the '裁判官' (Judge) field to its right.
- 变更点④**: The '勾留質問調書' (Detention Questionnaire) checkbox, which is checked by default.
- 变更点⑤**: The '要通訳事件' (Interpretation Required Case) checkbox, which is checked by default, and the '通訳人' (Interpreter) field, which is now empty.
- 变更点⑥**: The '国選弁護人選任請求書兼資力申告書' (National Selected Lawyer Selection Application Form and Financial Capacity Declaration Form) checkbox, which is checked by default.

【変更後出力帳票イメージ】

〈勾留質問調書〉

勾留質問調書	
被疑者	ジェーン・スマス10
被疑者に対する住居侵入、窃盗被疑事件について、平成25年12月9日千代田第10地方裁判所において、	
裁判官	廣ヶ瀬さくらは、 裁判所書記官 变更点⑤ 百合子を
この手続きは、通訳人 を介して行った。	

〈国選弁護人選任請求書兼資力申告書〉

変更点⑥

(被疑者国選弁護・通常事件用)

国選弁護人選任請求書・資力申告書

裁判官 殿

* 該当する箇所の□印にレ点を付け、必要事項を記入して作成してください。

(注意) 3に記載した合計額の金額が50万円以上である場合には、この書面を提出して国選弁護人の選任を請求する前に、必ず、千代田弁護士会に対して、私選弁護人選任の申出をする必要があります。

1 次の事件について、2に記載した理由により私選弁護人を選任することができないでの、国選弁護人の選任を請求します。

事件名 住居侵入、窃盗被疑事件

2 理由

* (2)ア又はイの□印にレ点を付けた場合で、千代田弁護士会から通知書を受け取っているときは、この請求書と一緒に提出してください。

(1) 貧困のため
 (2) 平成____年____月____日、千代田弁護士会に対して、私選弁護人の選任を申し出たが、次の理由から選任することができなかったため
□ ア 千代田弁護士会から弁護人となろうとする者の紹介を受けられなかった。
□ イ 紹介された弁護士に弁護人の選任の申込みをしたが拒まれた。
□ ウ いまだ千代田弁護士会から連絡がない。
 (3) その他の理由(具体的に書いてください。)

【補足説明】

変更点④

現在では勾留請求事件の大半が被疑者国選対象事件であることから、「被疑者国選用」チェックボックスの初期表示をチェックなしからチェックありに変更します。この変更に伴い、被疑者国選非対象事件について「被疑者国選用」チェックボックスのチェックを外し忘れる 것을防止するための注意書きが画面上追加されます。

変更点⑤

これまで、「要通訳事件」チェックボックスにチェックをし、「通訳人」欄を空欄のまま出力した場合、勾留質問調書末尾に「この手続きは、通訳人を介して行った。」と表示され、通訳人名を追記するのを失念しやすい表示となっていました。そこで、「通訳人」欄が空欄の場合、勾留質問調書末尾に「この手続きは、通訳人口□□□□□□□□□□を介して行った。」と通訳人名を追記するための空欄が自動的に表示されて印刷されるようになります。

なお、「通訳人」欄にスペースを入力して印刷した場合、入力したスペースが表示される点に変更はありません。

変更点⑥

国選弁護人選任請求書・資力申告書（被疑者国選弁護・通常事件用）を本画面から出力することができるようになります。

帳票の事件名には、「被疑者国選対象事件名」欄に入力された事件名が表示されます。同欄は、「国選弁護人選任請求書兼資力申告書」チェックボックスにチェックをすると、本画面上部の「事件名」が自動的に表示されますので、被疑者国選非対象事件を削除するなど、必要に応じて修正した上で、印刷をしてください。

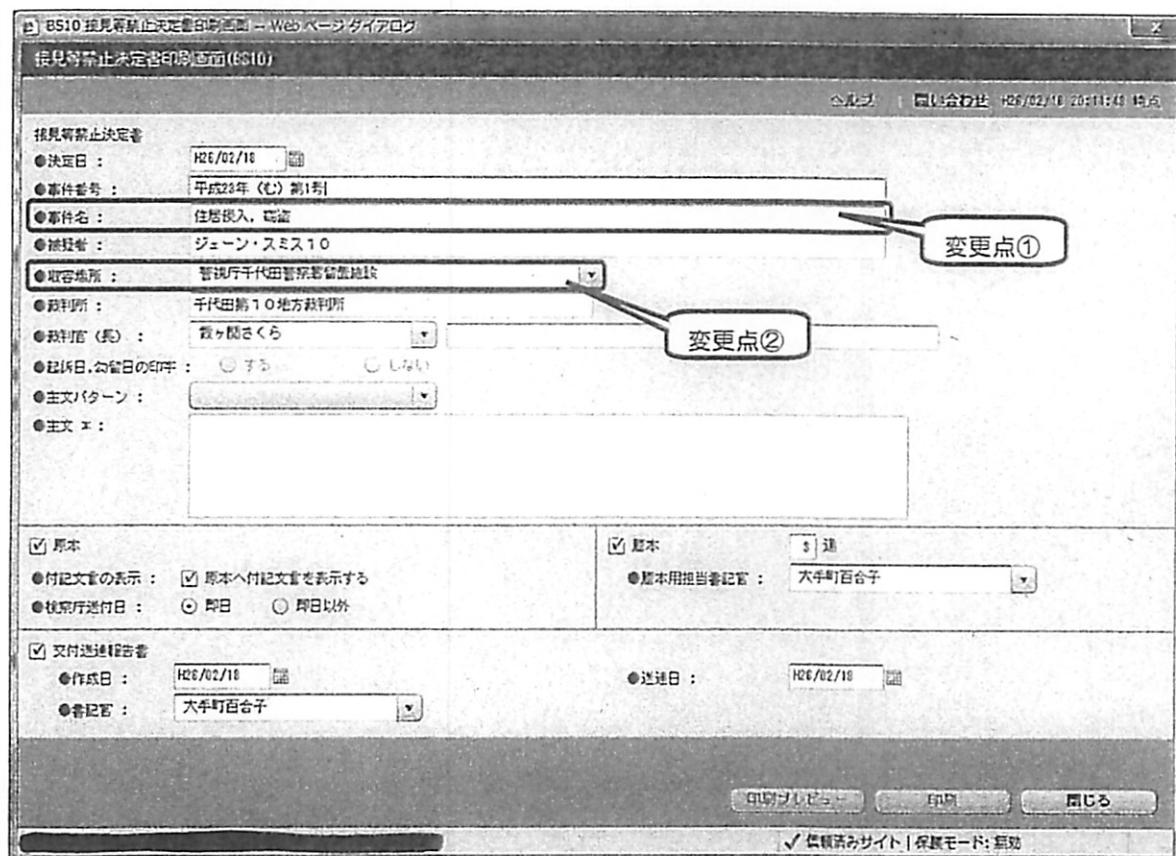
帳票の弁護士会には、勾留質問調書ブロックの「弁護士会」欄に入力された弁護士会名が表示されます。

3 接見等禁止決定書印刷画面（BS10）における変更点

【変更点】

- ① 「事件名」欄について、事件入力画面（刑事雑・その他）（AS21）における基本事件の「事件名」欄に登録可能な文字数と同じ216文字まで表示・入力が可能になります。
- ② 「収容場所」欄に接見禁止等請求事件を登録した事件入力画面（刑事雑・その他）（AS21）の勾留場所が初期表示されるようになります。

【変更後画面イメージ】

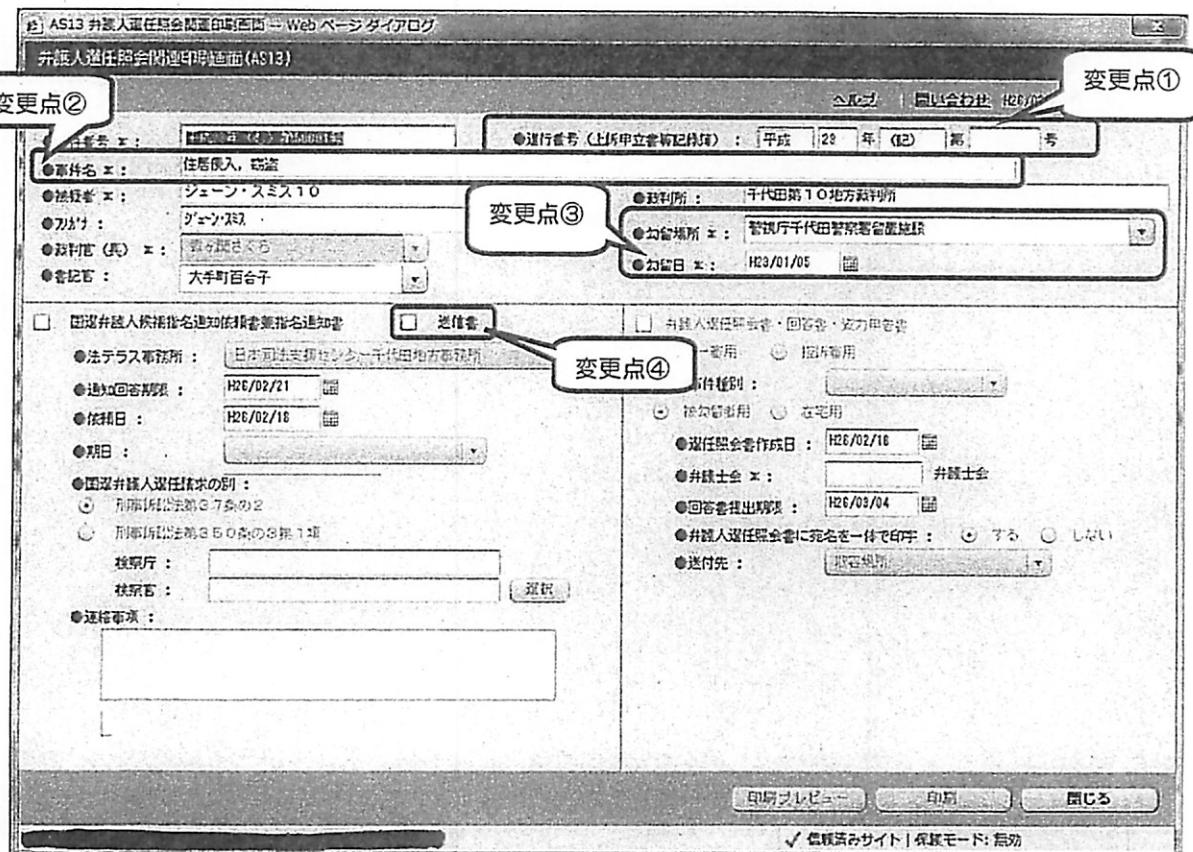


4 弁護人選任照会関連印刷画面(AS13)における変更点

【変更点】

- ① 「進行番号(上訴申立書等記録簿)」欄が追加され、帳票に表示されるようになります。
- ② 「事件名」欄に216文字まで表示・入力が可能になり、事件入力画面(令状)(AS24)の「罪名等」欄に登録した内容が文字切れを起こすことなく表示されるようになります。
- ③ 「勾留場所」欄、「勾留日」欄が追加され、本画面から出力した国選弁護人候補指名通知依頼書兼指名通知書に「勾留場所」、「勾留日」が表示されるようになります。
- ④ 国選弁護人候補指名通知依頼書兼指名通知書(被疑者国選用)をファクシミリで送付する際の送信書を出力することができるようになります。

【変更後の画面イメージ】



【変更後の帳票イメージ】

国選弁護人候補指名通知依頼書					
日本司法支援センター千代田地方事務所 御中			千代田第10地方裁判所		
届出番号	連絡箇所記入欄	平成23年1月6日	会員登録日	平成23年1月5日	
ジョン・スミス	1975年8月30日生				
ジョン・スミス10	英語				
2005年1月5日	2005年1月5日	2005年1月5日	2005年1月5日	2005年1月5日	2005年1月5日
平成23年1月5日	平成23年(記)第1号	主な個人、団体	平成23年(記)第50001号		
2005年1月5日	2005年(記)第50001号				

変更点③

変更点①

変更点③

平成23年11月5日

ファクシミリ送信書

日本司法支援センター 千代田地方事務所 御中

千代田第10地方裁判所
裁判所書記官 大手町西会子
電話 03-1234-4567
FAX 03-9876-5432

平成23年(記)第1号(平成23年(記)第50001号) 国選弁護人選任請求(被疑者 ジョン・スミス10)について、下記文書を送付します。

記
 1 国選弁護人候補指名通知依頼書 1通
 2 勾留状等し 1通 以上

* なお、受信された際は、速やかに下記の受領書を返信していただくようお願いします。

平成 年 月 日

受 領 書

千代田第10地方裁判所
裁判所書記官 段

日本司法支援センター 千代田地方事務所
担当者
電話
FAX

【補足説明】

変更点①

「事件番号」欄とは別に上訴申立書等記録簿で採番した進行番号を入力する「進行番号（上訴申立書等記録簿）」欄が追加されます。同欄に入力した進行番号は事件番号とともに国選弁護人候補者指名通知依頼書兼指名通知書（被疑者国選用）の番号欄に表示されるようになります。

なお、同欄に進行番号又は事件番号のいずれかのみを表示している府においては、帳票カスタマイズによりいずれかの番号のみを表示させることも可能です。

 注意

【進行番号の採番について】

本画面で進行番号を入力しても、その番号は保存されません（一度画面を閉じた上、再度、本画面を開いても空欄で表示されます。）ので、採番についてはこれまでどおり上訴申立書等記録簿により行ってください。

 注意

【進行番号（上訴申立書等記録簿）欄について】

「元号」、「年」については操作日を基準に初期表示されますので、必要に応じて修正をしてください。特に年末に請求書を受理し、年始に本画面から国選弁護人候補指名通知依頼書兼指名通知書を出力する場合等、修正するのを失念しないように御注意ください。

変更点③

事件入力画面（令状）（AS24）から本画面を開いた場合、「勾留場所」欄、「勾留日」欄が表示されるようになります。「勾留場所」欄には、事件入力画面（AS24）の「勾留場所」欄に登録された内容が、「勾留日」欄には同画面の「終局日」欄に登録された内容が初期表示されます（ただし、「終局日」欄が空欄の場合は、本画面でも空欄で表示されます。）。

なお、いずれも必須入力項目となるため、入力がされていない状態では、「印刷」ボタン及び「印刷プレビュー」ボタンをクリックできません（入力漏れ防止のためです。）。

また、本画面から出力する国選弁護人候補指名通知依頼書兼指名通知書（被疑者国選用）の「勾留場所」及び「勾留日」には本画面に入力された内容が各該当欄に出力されるようになります。

変更点④

国選弁護人候補指名通知依頼書兼指名通知書（被疑者国選用）をファクシミリで送信する際の送信書を出力することができるようになります。

上記帳票イメージの下線部分については、本画面に入力した内容が表示されます（作成日には「依頼日」に入力された年月日が表示されます。）。また、「電話番号」及び「FAX 番号」は、ログインユーザのユーザ登録・訂正画面（ZS28）に登録されたダイヤルイン番号、FAX 番号が表示されます（同画面でダイヤルイン番号及び FAX 番号が登録されていないユーザの場合、「電話」及び「FAX」の文字自体も帳票に出力されません。）。

なお、本画面上部に移った「書記官」欄には事件入力画面（令状）（AS24）

で登録した書記官が初期表示されますので必要に応じて編集をしてください（リストに表示される書記官は、事件入力画面（令状）（AS24）の書記官欄と同様です。）。

 注意

【当直ユーザについて】

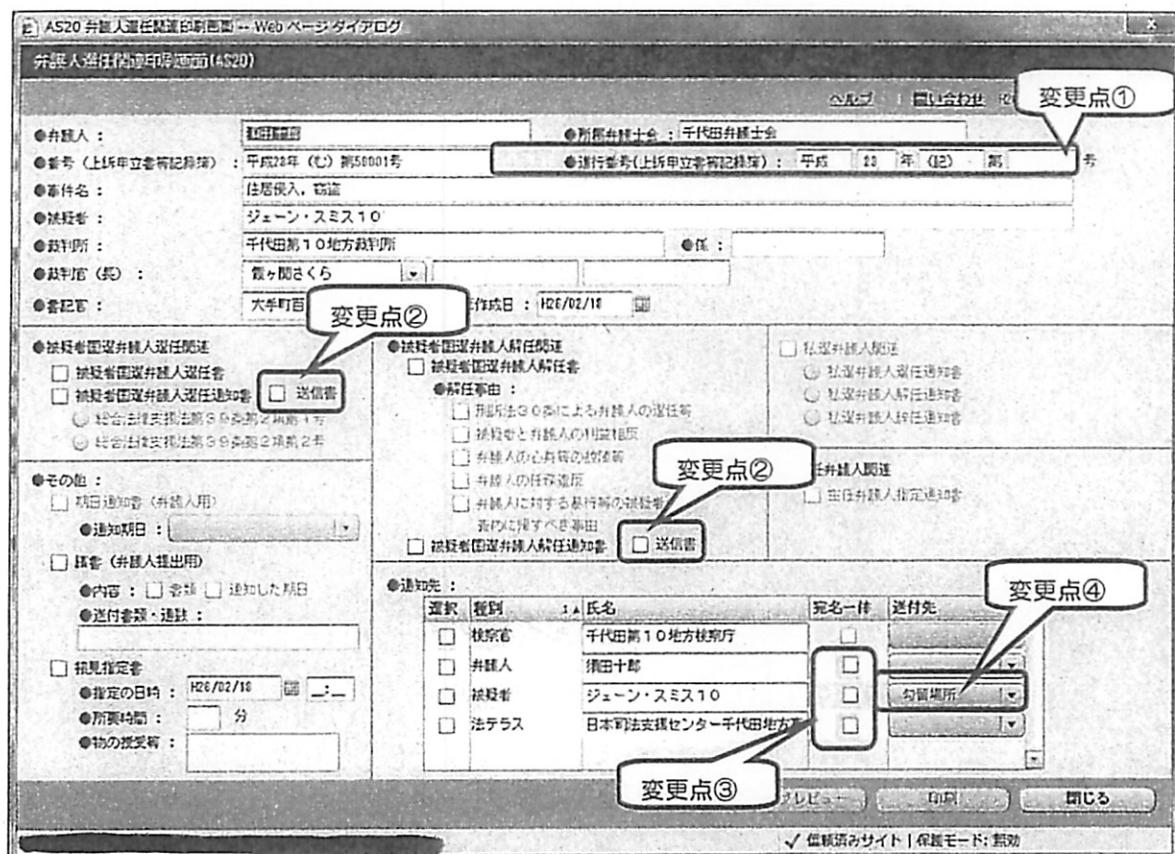
当直時ファクシミリ送信書に電話番号及びFAX番号を表示させる場合は、当直ユーザについてユーザ登録・訂正画面（ZS28）において、ダイヤルイン番号及びFAX番号を登録する必要があります。

5 弁護人選任関連印刷画面（AS20）における変更点

【変更点】

- ① 「進行番号（上訴申立書等記録簿）」欄が追加され、各種帳票に表示されるようになります。
- ② 国選弁護人選任（解任）通知書（被疑者国選用）を関係各所にファクシミリにて送信するための「送信書」を出力することができるようになります。
- ③ 勾留通知書の通知先の「宛名一体」欄の初期表示がチェックが入っていない状態となります。
- ④ 国選弁護人選任（解任）通知書（宛名印字）（被疑者国選用）の宛先部分について、被疑者の勾留場所の所在地と勾留場所の長を表示できるようになります。

【変更後の画面イメージ】



【変更後の帳票イメージ】

変更点①

平成23年(訟)第1号(平成23年(控)第50001号)

国選弁護人選任書

千代田弁護士会所属
弁護士 須田十郎

上記の弁護士を被疑者シェーン・スマス10に対する住居侵入、窃盗被疑事件の國選弁護人に選任する。

平成23年1月23日

千代田第10地方裁判所

裁判官 須ヶ崎 さくら

請 告

平成23年1月23日

千代田第10地方裁判所 御中

千代田弁護士会所属

弁護人弁護士 須田十郎 印
住所(本事務所)
東京都千代田区丸の内3333番地先
電話 03-1483-9218

変更点①

被疑者シェーン・スマス10に対する住居侵入、窃盗被疑事件(平成23年(訟)第1号(平成23年(控)第50001号))について、国選弁護人選任書1通を交付しました。

変更点②

平成23年1月6日

ファクシミリ送信書

千代田第10地方検察庁検察官 殿
千代田警察署長 殿
日本司法支援センター千代田地方事務所 御中

千代田第10地方裁判所
裁判所書記官 大手町百合子
電話 03-1234-4567
FAX 03-9876-5432

平成23年(訟)第1号(平成23年(控)第50001号)国選弁護人選任請求(被疑者シェーン・スマス10)について、下記文書を送付します。
記
国選弁護人選任通知書 1通 以上

【補足説明】

変更点①

「事件番号」欄とは別に上訴申立書等記録簿で採番した進行番号を入力する「進行番号（上訴申立書等記録簿）」欄が追加されます。同欄に入力した進行番号は、事件番号とともに被疑者国選用の帳票に表示されます（弁護人選任照会関連印刷画面（AS13）と同様、入力した進行番号は保存されません。）。

代表的な帳票のイメージは上記のとおりです。

なお、同欄に進行番号又は事件番号のいずれかのみを表示している府においては、帳票カスタマイズによりいずれかの番号のみを表示させることも可能です（ただし、請書については、事件番号を表示させないカスタマイズを行うと、被告人段階で印刷する請書にも（わ）の事件番号が表示されなくなりますので、御注意ください。）。

変更点②

国選弁護人選任通知書（被疑者国選用）及び国選弁護人解任通知書（被疑者国選用）をファクシミリ送信するための送信書を出力することができるようになります。

各通知書の右に配置された「送信書」チェックボックスをONにして、印刷ボタンをクリックすると、本画面の「通知先一覧」において選択された送付先が表示された送信書が1通印刷されます。

なお、上記帳票イメージの下線部分については、本画面に入力した内容が表示されます（電話番号及びFAX番号については国選弁護人候補指名通知依頼書兼指名通知書送付用のファクシミリ送信書と同様、ログインユーザに登録されたダイヤルイン番号及びFAX番号が表示されます。）。

変更点④

本画面の通知先欄における被疑者の送付先として「勾留場所」をリストから選択できるようになります。これで宛名一体にチェックをして国選弁護人選任（解任）通知書（被疑者国選用）を出力した場合、宛先部分に被疑者の勾留場所の所在地及び勾留場所の長が表示されます。

また、宛名ラベルについても、事件入力画面（令状）（AS24）から宛名ラベル印刷画面（YS14）を開けば、「収容場所の長」宛ての宛名ラベルを印刷することも可能になります。

6 事件入力画面(AS03)における変更点

【変更点】

- ① 事件番号が同一の事件カードが複数ある場合、それぞれの事件で裁判体の構成を設定することができるようになります。
- ② 公訴事実の分離（一つの事件カード中の公訴事実を分離する場合）を行った事件について、事件名欄に分離した事件ごとの事件名が表示されるようになります。

【画面イメージ（レイアウト上の変更はありません。）】

The screenshot shows the 'Event Input Screen (AS03)' in Windows Internet Explorer. The main form is titled 'Event Input Screen (AS03)'. It contains several input fields and dropdown menus. A callout box labeled '変更点②' points to a dropdown menu for '事件名' (Case Name) which lists multiple entries: '事件名 x: 平成23年(わ)第1号' and '事件名 x: 住居侵入、窃盗、傷害'. Another callout box labeled '変更点①' points to a dropdown menu for '裁判長/合議長' (Judge/President) which lists multiple entries: '裁判長(長): 松田伸六郎' and '副裁判長: 江崎秋子'. The bottom of the screen shows a toolbar with various buttons like '登録' (Register), '提出' (Submit), and '検索' (Search).

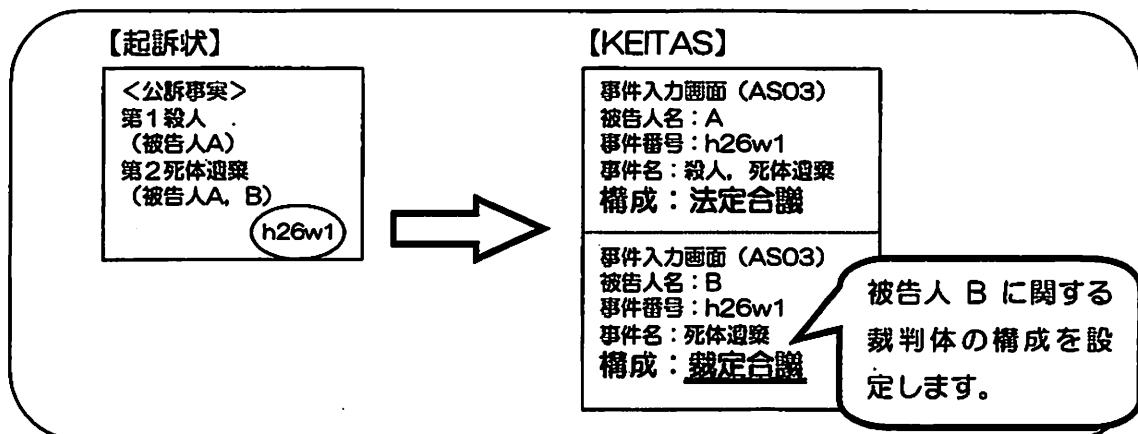
【補足説明】

変更点①

事件番号が同一の事件カードが複数ある場合、それぞれの事件カードで異なる「裁判体の構成」を設定できず、帳票出力や統計数値の計上の際、手修正する必要がありました。本修正により、それぞれの事件に関する裁判体の構成を別々に設定することができるようになります。

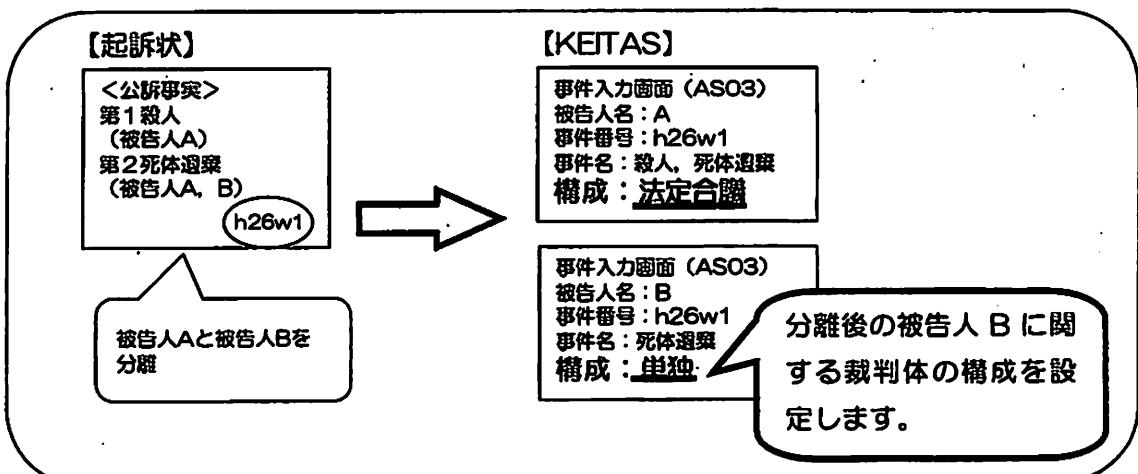
ついては、1件複数名で起訴された事件について、一部の被告人に対する事件のみが法定合議事件である場合は、事件受付画面(AS02)における登録の後、それぞれの被告人に関する事件の裁判体の構成を各事件入力画面(AS03)の「構成」欄に入力するようにしてください。

(例1：被告人Aに対する殺人、死体遺棄被告事件、被告人Bに対する死体遺棄被告事件が1通の起訴状で起訴された場合)

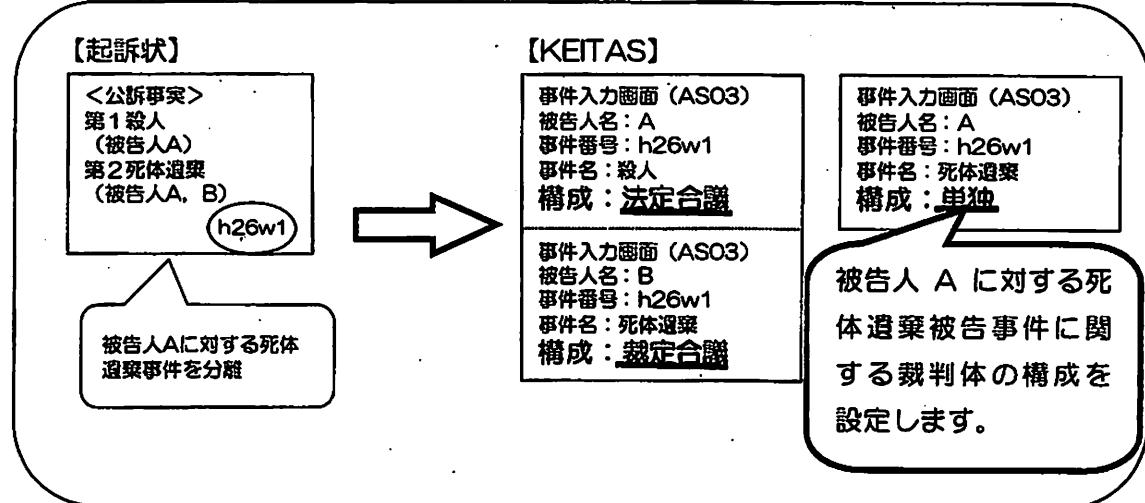


また、弁論の分離に伴い、裁判体の構成が異なることになった場合もそれぞれの裁判体の構成を各事件入力画面(AS03)の「構成」欄に入力してください。

(例2：例1の事案で被告人Bに対する死体遺棄被告事件を分離する場合)



(例3：例1の事案で被告人Aに対する死体遺棄被告事件を分離する場合)

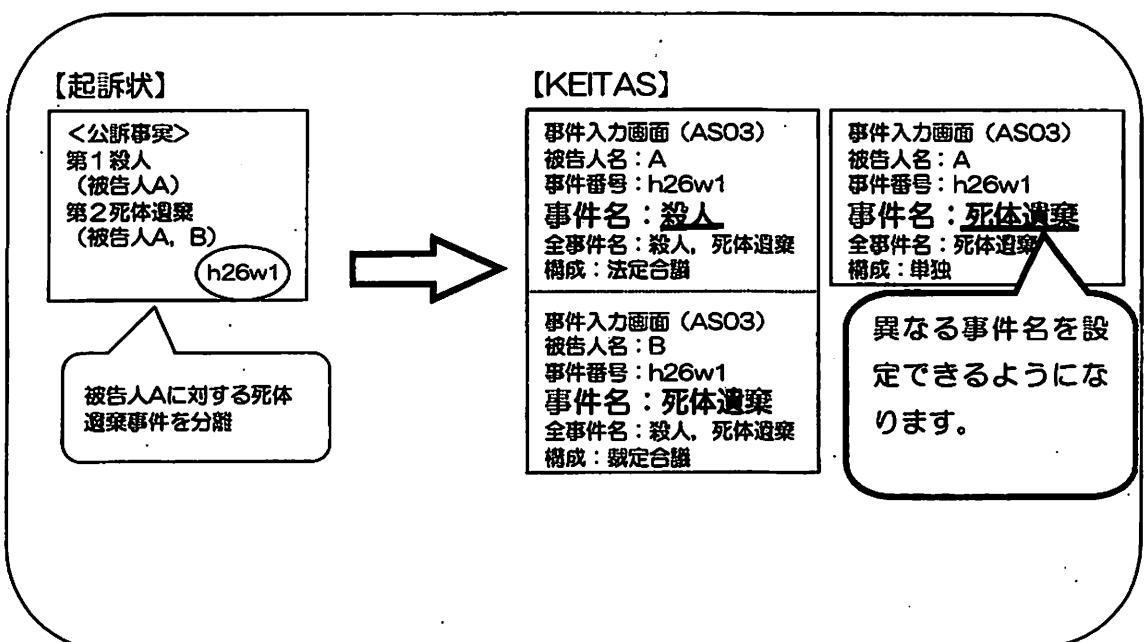


変更点②

これまで公訴事実の分離（一つの事件カード中の公訴事実を分離する場合）を行っても各事件入力画面（AS03）の「事件名」欄に分離後の事件名をそれぞれ表示することができませんでしたが、本修正により、公訴事実の分離を行った後、各事件入力画面（AS03）の「事件名」欄に分離後の事件名をそれぞれ表示できるようになります。

なお、併合事件一覧の「全事件名」欄にはこれまでどおり公訴事実の分離を行っても適切に事件名が表示される点に変更はありません。

(例4：上記例3の場合に表示される事件名)



 注意

【既に KEITAS に登録されている事件について】

同一事件番号の事件カードであるため、別々に裁判体の構成や事件名が設定できなかった事件について、改修後の KEITAS の利用開始前に受け付けているものは、利用開始後、裁判体の構成等を修正する必要があります（自動で正しい設定にはなりません。）。

利用開始時点の未済事件以外の事件についても修正するかは、各庁の実情に応じて決定してください。利用開始時点の未済事件以外の事件について修正しなかった場合は、当該既済事件が含まれる次の統計データ等に影響があります。

①月間刑事手続調査票

②自庁統計

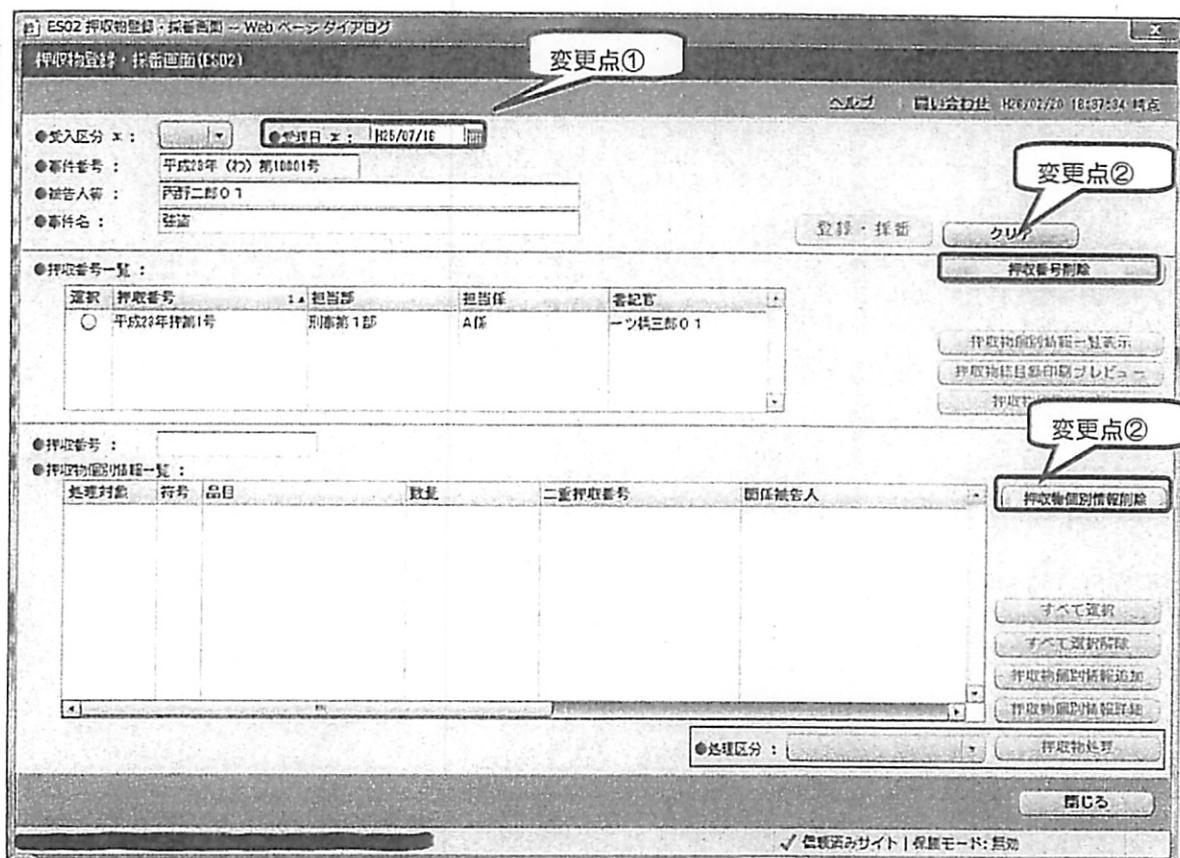
これらの統計データを修正する必要がある場合は、KEITAS オンラインヘルプに掲載されている「よくある質問と回答」の「裁判体の構成」の項を参照してください。

7 押収物登録・採番画面(ES02)における変更点

【変更点】

- ① 「受理日」欄が追加されます。
- ② 刑事部管理職ユーザのアクセス権限が付されたユーザに限り、誤登録した押収物個別情報(符号)を削除することができるようになります。

【変更後の画面イメージ】



【補足説明】

変更点①

押収番号を採番した日付は、システム内部で「受理日」として記録されますが、本画面には表示されないため、これまで「受理日」を修正する際は、保守業者によるデータ修正が必要となっていました。本修正により、「受理日」が本画面に表示されるようになり、受理日の修正をすることが可能となります。

注意

【押収番号の採番について】

本修正により、押収物を領置した日を受理日として押収番号を採番できなくとも、「受理日」欄を領置した日に修正することが可能となります。が、事務遅滞防止の観点から、押収番号の採番は、当日中に行えないことについて、やむを得ない理由がある場合を除き、領置した日に採番してください。

変更点②

刑事部管理職ユーザのアクセス権限が付されたユーザに限り、押収番号と同様に押収物個別情報（符号）の削除が可能となります。

処理対象チェックボックスをONにすると、押収物個別情報削除ボタンをクリックできる状態になり、削除することができます（複数選択可能です。）。

ただし、以下の条件に一つでもあてはまる場合には、押収物個別情報（符号）を削除することができません。この場合はユーザサポート窓口まで御連絡ください。

- ・ 当該押収物個別情報（符号）が受入承認済みの場合
- ・ 当該押収物個別情報（符号）の押収番号に関する事件について、押収番号採番後、既に併合処理が実施されている場合

なお、削除された押収物個別情報はグレーアウトの上、斜体で表示されます（削除された押収番号の表示と同様です。）。

また、従前、押収番号を削除するための「削除」ボタンが画面下部に表示されていましたが、上記押収物個別情報（符号）削除ボタンと区別するために、上記画面イメージのとおり配置及び名称が変更されます。

8 押収物個別情報入力画面（ES03）における変更点

【変更点】

処分引継前に押収物主任官処分結果を誤登録して、管理状況が「処分済」となった押収物について、刑事部管理職ユーザのアクセス権限が付されたユーザであれば、管理状況を修正し、処分引継を行うことができるようになります。

【変更後画面イメージ】

The screenshot shows the 'ES03 押収物個別情報入力画面 - Web ページダイアログ' window. It contains fields for item number (平成22年特第41号), location (別館1階 A床), and status (未登記). A tooltip '変更点' points to the '処分結果削除/管理状況修正' button. A note below it states: '注) 処分結果年月日、押収物主任官処分結果が処分済である場合は、各入力欄には、最終の処分結果年月日、処分結果を入力し、それ以外の処分結果年月日、処分結果を考慮に入力するようにしてください'.

【補足説明】

処分引継実施前に誤って押収物主任官処分結果及び処分結果年月日を登録してしまうと、管理状況が「処分済」となってしまい、処分引継が実施できません。この場合、これまでには、保守業者により管理状況を修正するデータ修正を実施する必要がありました。本修正により、刑事部管理職ユーザのアクセス権限が付されたユーザであれば、管理状況を「処分済」から修正し、処分引継を実施できるように修正することが可能となります。

同権限が付されたユーザに限り、本画面の「処分結果削除/管理状況修正」ボタンが表示されるようになります。同ボタンをクリックすると、押収物主任官処分結果及び処分結果年月日に登録されていた内容が削除されるとともに、管理状況が「処分済」から、受入区分が「通常」の押収物は、「処分（承認済）」に、受

入区分が「処分」の押収物は、「保管中」、「処分（承認済）」又は「保管金引
経済」に修正され、処分引継を実施することができる状態に修正されます。

なお、処分引継を1回でも実施した押収物については同ボタンをクリックする
ことができません。処分引継実施後、管理状況を修正する必要がある場合は、ユ
ーザサポート窓口まで御連絡ください。

9 記録詳細入力画面（DS02）における変更点

【変更点】

弁論の分離後、記録の分離を失念して、他の事件に併合してしまったことで、事件入力画面（AS03）の記録タブに記録情報が表示されなくなつた場合は、記録詳細入力画面（DS02）の合綴済チェックボックスのチェックを外して、記録情報の表示を復活させることができるようにになります。

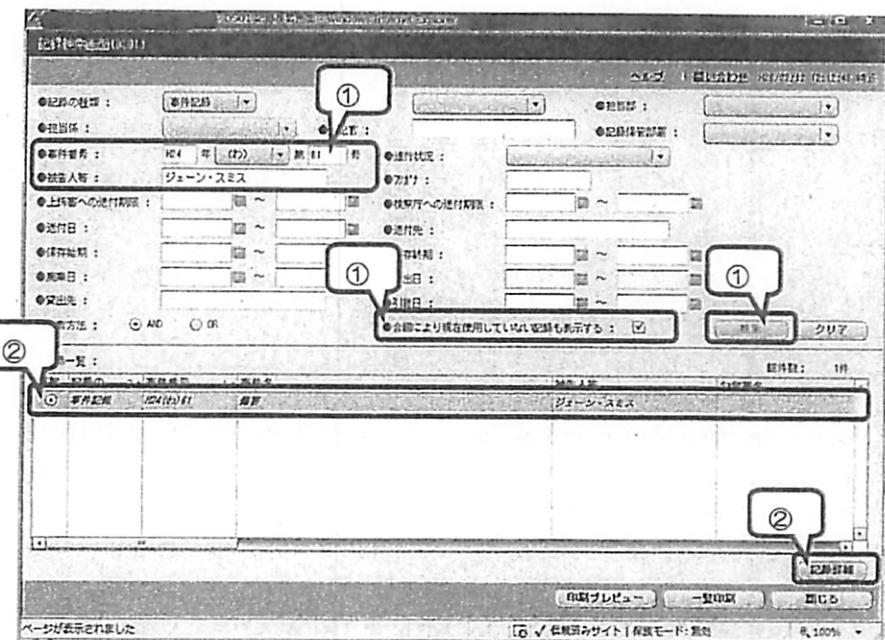
【補足説明】

弁論の分離後、記録の分離を失念して、分離元事件（又は被分離事件）を他の事件に併合してしまうと、被分離事件（又は分離元事件）の記録情報が事件入力画面（AS03）の記録タブに表示されなくなつてしまします。

この場合、これまで、保守業者によるデータ修正で記録情報が表示されるように修正するしかありませんでしたが、本修正後は、以下の操作で記録情報を復活させることができます。

（操作手順）

- ① 記録検索画面（DS01）において、記録を表示させたい事件の事件番号及び
被告人名を入力し、「合綴により現在使用していない記録も表示する」にチェックをした上、検索ボタンをクリックする。
- ② 記録一覧に復活させたい記録情報は斜体で表示されるので、これを選択し、記録詳細ボタンをクリックする。



- ③ 記録詳細入力画面（DS02）の合綴済チェックボックスのチェックを外し、登録ボタンをクリックする。

なお、チェックを外した際、「事件番号（合綴済）」欄に入力されていた事件番号は空欄になります。

The screenshot shows the DSO2 Record Detail Input Screen (Web-based). The interface includes several input fields and dropdown menus. Key visible fields include:

- 記録管理番号: KPC30001014000003
- 記録部: 刑事第1部
- 記録係担当者: 刑事第1部
- 事件番号: H44わH1
- 担当人名: マイケル・スミス
- 支管課名:
- 記録の性質: 事件記録
- 性別: 男性
- ステータス: 合綴済
- 書類番号:
- 事件名: 犯人、傷害
- 連行状況:
- 連行先への記録送付状況:
- 上級審への送付状況:
- 記録送付履歴: 表示件数: 件
- 送付日 送付事由 送付先 送付回数 送致日 送達結果回数
- 貸出開始期:
- 貸出終期:
- 貸出説明:
- 貸出参考:
- 記録貸出履歴: 表示件数: 件
- 貸出日 諸却予定日 諸却日 貸出元 貸出事由 貸出先 貸出期間 内訳 貸出先預期号 貸出先預期名 貸出先電話番号
- 記録引取履歴: 表示件数: 1件
- 引取日 引取元預期号 引取元預期名 引取先預期号 引取先預期名 引取先預期名
- 1 104/11/11 刑事第1部 刑事第1部 刑事第1部
- 合図済:
- 事件番号(合綴済):
- 登録
- 閉じる

注意

【記録情報が復活しない場合について】

上記の手順中、合綴済チェックボックスのチェックを外せない又は上記手順でチェックを外したけれども事件入力画面（AS03）記録タブに記録情報が表示されないという場合は、ユーザサポート窓口まで御連絡ください。

第2 その他の連絡事項

1 Web 研修環境

平成26年6月上旬頃の修正後の本番環境の利用開始に先立ち、同年4月中旬頃から修正後のWeb研修環境が利用できるようにする予定です（利用開始日については別途お知らせします。）。また、これと同時に修正後のKEITASを前提とした当直用操作説明シナリオ及び操作早見表をKEITASのナレッジコーナーに掲載しますので、当直説明会等において併せて御利用ください。

なお、オンラインヘルプについては修正後の本番環境利用開始時に改訂を行う予定です（改訂後、KEITASの「お知らせ」欄にその旨を掲載します。）。

2 デジタル教材

本修正に伴う新たなデジタル教材（KEITASシステム管理マニュアル（Ver1.2)6.1.2 参照）の配布はありません。修正後のKEITASの操作習得については、Web研修環境や操作早見表等を御利用ください。

なお、従前のデジタル教材については、プログラム修正後のKEITASと内容が異なることになりますので、その点に注意してください（不要となったデジタル教材は適宜削除して差し支えありません。）。

3 カスタマイズ帳票を登録している場合の留意事項

本修正に伴い、KEITASに登録されている一部の帳票データの形式が変更されることから、当該帳票をカスタマイズして利用している庁においては、書式の調整等が必要となる場合があります。

該当する帳票及び書式の調整方法等は、別途手順をお知らせします。

4 問い合わせ先

本番環境の利用開始までにお問い合わせいただく際は、ユーザサポート窓口ではなく、当課情報処理第二係まで御連絡ください。